

○福田参事官 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

本日は、中原委員が欠席、竹中委員、福井委員が10時30分までの御参加となっております。

本検討会は、渡部俊也委員に座長をお願いしておりますので、ここからの議事の進行を渡部座長をお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第11回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 本日の配付資料は、資料1「パブリックコメントで寄せられた主な意見」、資料2「一般社団法人日本新聞協会提出資料」、資料3「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構提出資料」、資料4「ビジネス・ソフトウェア・アライアンス提出資料」、資料5「一般社団法人日本知的財産協会提出資料」のほか、参考資料1-1「プリンシプル・コード（仮称）（案）【日本語版】」、参考資料1-2「プリンシプル・コード（仮称）（案）【英語版】」、参考資料2-1「プリンシプル・コード（仮称）（案）概要開示対象事項 具体例【日本語版】」、参考資料2-2「プリンシプル・コード（仮称）（案）概要開示対象事項 具体例【英語版】」を配付しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

最初に、前回検討会の開催以降の経過及び資料1について、事務局より説明をお願いします。

○福田参事官 それでは、御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。既に御案内のとおり、事務局において、コード（案）の本文及び概要開示対象事項の具体例について、日本語版及び英語版を作成の上、昨年12月26日から本年1月26日までパブリックコメントを行ったところです。

その結果、2,161件の御意見をいただき、うち法人・団体として登録いただいた件数は99件ございました。この数字につきましては、同一の組織が重複して提出しているものを含んでおります。改めて、大変多くのコメントをいただき、感謝申し上げます。

本日配付した資料は、コメントのうち主な意見として考えられるものを事務局で編集・作成したものです。したがって、いただいたコメントをそのまま御紹介するものではなく、その趣旨が明確になるよう記載を絞った内容となっておりますので、関係する意見

を提出いただいた皆様におかれましてはあらかじめ御了承いただければ幸いです。

本日の資料では、いただいた御意見に対する事務局としての考え方をお示ししてはならず、また、パブリックコメントの対象であるコード（案）の修正についても特段資料は作成しておりません。本日及び23日のヒアリングを踏まえ、改めて事務局において資料を作成することとしております。

それでは、主な意見について、全て読み上げますと時間を要することから、ページごとに2～3の意見を御紹介いたします。

初めに、基本的考え方について、2ページでは、透明性の確保は重要であり、本コードに賛同。導入企業がAIベンダーを選定する際のデューデリジェンス（DD）基準として、本コードに基づく開示情報が活用されることを期待。権利者や利用者がないがしろにされる傾向があった中、本コードの策定は画期的な取組である。

3ページでは、この程度の開示は無意味という事業者もいるが、開示は立派な抑止力である。比較可能な様式（機械可読な項目）とすべき。受入状況の検証または評価の在り方について、必要に応じて検討を行うことが考えられる旨を追記すべき。

4ページでは、国内外問わず積極的に同コードが受け入れられるための施策の検討並びにその周知に努めるべき。本コード（案）が実効性を持つためには、履歴管理を推進しつつ、技術進展を止めない運用設計が必要。

5ページでは、多くのクリエイターが「自分の作品がAIの学習に利用されること」を防ぐために、自衛策としてSNSアカウントの閉鎖や移動、投稿の削除を余儀なくされている。本来、表現の場であるはずのプラットフォームにおいて、利用者側が多大なコスト（労力・機会損失）を払って対策しなければならない現状は、極めて理不尽であり、創作意欲を減退させる要因となる。

6ページでは、コンプライ・オア・エクスプレインについては、原則を実施しない理由の説明が不適切な場合には、適切と認められるまで生成AIサービスなどの提供を認めないこと、「説明している以上は実施しないままでOK」ではなく、行く行くは実施できるようにするための取組を年1回の見直しにおいて求めるようにすべき。日本のAI事業者に対して過大な負担を課するものであり、日本におけるAI開発・利活用を阻害し、国際競争力の低下を招く。

7ページでは、実質的に国内事業者のみを対象とする形で運用された場合、国益や国内産業競争力の観点から望ましい姿とは言えない。出力が業務処理結果にとどまり公衆向け流通を目的としない場合には対象外とすべき。一の法人が正当に保有・管理する業務データに基づくサービスについては対象外とすべき。

8ページでは、事業者一覧が公表されるため、事実上の強制力を持つ規制と変わらない。コンプライ・オア・エクスプレインの手法によらない一般的なガイドラインとすべき。

9ページでは「エクスプレイン（実施しない理由の説明）」を選択する場合において、事業競争力確保の観点から「技術的な制約」や「過度な業務負担」が正当な理由として認

められる旨をガイドライン等で明確化するべき。コンプライセズエクスプレインを採用した事業者や、エクスプレインさえしない事業者との間で不公平感を感じさせないに足る実効性確保の具体策が示されるべき。

10ページでは、EU AI Act等の海外の枠組みと比較しても厳しい要件が含まれ、事業者に過剰な負担を強いる内容となっている。AI法との位置づけや附帯決議との内容との整合を考慮すべき。「生成AI提供者」では開示が難しい項目があり、考慮すべき。

11ページでは、リスクベースアプローチを採用し、段階的な負担とすべき。「エクスプレイン」として非開示の理由を公表したとしても、風評被害等で事業者が不利益を被ることも想定される。

次に、原則1について、12ページでは、概要レベルでの情報開示は国際的なベストプラクティスとも整合している。内閣府に公開いただいた記載例に沿った粒度であれば対応可能なものが多い。具体例が示されることで分かりやすくなり、事業者の取組を比較できるようになるので、よい取組である。

13ページでは、実際は外国でもデータセットの透明化が進んでおり、日本が遅れないようにすべき。ユーザーエージェント公開、変更通知、クローラー方針の履歴までセットで記載すべき。

14ページでは「原則1」が定める開示対象は「データに関連する事項」との曖昧な表現にとどまり、また、開示の具体例もデータセットを特定し得る記述とはなっておらず、実効性のある開示を求める規定とすべき。AIクローラーの名称/識別子、目的、所有者等の情報を公表することにコミットしている点に同意する。こうした透明性は、権利者やロボット管理提供者がトラフィックを正確に識別・管理するために必要。

15ページでは、権利者が生成AIの学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトを、無断で学習や検索拡張生成（RAG）の対象としないことを追記すべき。「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること」を「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を講じ、その取り組み内容を公表すること」に修正すべき。

16ページでは、最低限の開示が望まれる情報についてはテンプレートを設けるなど、事業者の負担を軽減するための対応をすべき。ルールを守る善意のユーザーを想定するのではなく、ルールを破る人がいることを前提に、物理的・技術的に「悪いことができない」仕組みをAI自体に組み込むことを必須要件とすべき。

17ページでは、開示内容の粒度や表現方法によっては、専門的知識を有しない利用者や個人の権利者にとって実質的な理解が困難となるおそれがある。概要開示が形式的なものにとどまらないよう、分かりやすさへの配慮が求められる。

18ページでは、原則1の開示は事業者にとって技術的・経済的に多大なコストとなる。情報開示を行うことでノウハウの流出やセキュリティ上の懸念が生じる。どの基準まで公開するとコンプライしたことになるのか、AI事業者側で判断が行いにくい。

19ページでは、概要開示対象事項には、アーキテクチャーや設計仕様、トレーニング方法、学習に用いたデータの種類など、AI事業者にとって営業秘密やノウハウと言える部分も含まれており、競争力の根幹に関わるものである。クローラーの識別子を公表すると、ウェブサイトの運営者は誰がどのようなデータを取得したのかを把握することができるため、かかる情報が運営者により広く公開される等により流出すると、守秘性の高い情報が流出してしまう。

20ページでは、意思決定に関わる決裁書類や顧客との議事録等は、事業者の営業秘密に該当するとなることがほとんどであり、開示は現実的に極めて困難。電子透かしやC2PAといった技術はまだ十分に浸透した技術ではなく発展途上であり、容易に削除し得るもので、実効性も十分とは言えないため、この項目は削除すべき。

21ページでは、意思決定等の全てを追跡・遡及可能な状態とすることは、事業者の負担及び機密保持の観点から現実的に困難である。「アーキテクチャ」の開示は、例えば「Transformerベース」「拡散モデル」といった技術的な大分類の提示をもって原則を満たすものとし、独自の技術的工夫や詳細な内部構造の開示を求めるものではないことを明記すべき。

22ページでは、追加のリソースが必要とされることになる上に効果が乏しいので反対。モデルアーキテクチャーを記載したところで、それが一般にAIモデル学習へのデータの無断利用などで損害を被る人の救済にはなり得ない。保持期間は一律ではなく、用途・影響度・事故原因究明・再発防止・立証の必要性等を踏まえたリスクベースで整理することが望ましい。

次に、原則2でございます。23ページでは、権利者や利用者が「自分のコンテンツが学習対象に含まれた可能性」を確認し、必要に応じて救済につなげるための重要な導線である。事業者に対しては、形式的な当該URLそのものからの学習の有無の確認にとどまらず、当該作品（コンテンツ）を含む動画等が学習データに含まれているか否かについて確認・回答させるべき。

24ページでは、手数料や回数制限は、弱い権利者ほど不利になり得るため、低額・免除基準、個人クリエイター配慮を意識すべき。「一定の手数料」や「回数制限」等の濫用防止策について、業界標準となる具体的な目安（ひな形）を政府主導で検討すべき。

25ページでは、原則2において「訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い」とあるが、法的手続は相当の準備があって初めてできるのであって、権利者が上記の行為を行う前段階にこそ学習データの開示が必要である。特定のドメインがクローラーの収集対象に含まれているか、あるいは第三者から提供された学習データソースに含まれているかを開示することを求めることは、モデルトレーニングの実態を正確に反映していない。元の学習データはモデル内に保存されないため、特定の出力を単一のソースURLまで追跡することは意味をなさず、技術的にも大変困難。

26ページでは、情報収集の手段としては、本件文書に記載されている訴訟提起後の当

事者照会のほか、訴え提起前の当事者照会や、弁護士法第23条に基づく照会制度など、既に複数の法的手段が整備されており、既存の証拠開示制度で足りる。権利者が訴訟提起を準備している場合に生成AI事業者が自発的に自ら不利になる可能性のある情報を開示することはおよそ望めず、開示に応じるインセンティブがないため、実効性が疑問。

27ページでは、ログが存在しない場合や確認に多額の費用を要する場合には不明との回答を行えることを明記すべき。サービス運用をしていない上流に、実務上の問合せ対応や説明責任が波及する懸念がある。原則2の回答主体は原則として当該サービスの提供者であることを明記し、上流開発者や再頒布者を過度に巻き込まない線引きを入れるべき。

次に、原則3でございます。28ページでは、利用者が意図せぬ侵害を回避し、安心して作品を発表するための有効な手段となり得るもの。「訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手段に用いる目的で利用しない旨を誓約していること」とあるが、どういった理由でこの文言があるか理解できない。海賊版、無断転載、流出した資料、児童ポルノ、学習禁止を明示された投稿プラットフォームからのデータ、あるいはrobot.txtや学習阻害措置が施されたデータ等、現状でも学習に用いるべきでない我が国のガイドラインでも示されているようなデータが出てきても訴訟等に利用するなということか？本項目は必要ない。「求めがあり条件を満たす場合に回答を行う」とあるが、なぜ被害者が労力を払わなければいけないのかが分からない。「求めがあった場合」でなく、原則として常に開示すべき。

29ページでは、AI生成物の便益を直接享受するのは利用者であるため、著作権侵害の有無等を確認するための手続コストを生成AI事業者に一律に課することは、負担の所在の観点から合理性を欠く。広範に開示を認めることは、開示請求先となる企業に対し必要以上の負担を生じさせることとなるほか、開示請求がみだりに乱発されるリスクがある。

30ページでは、ユーザーは、自身がAIを利用して生成したコンテンツと既存の著作物との類似性が高いと判断した段階で、依拠性を確認するまでもなく当該生成物の公開を差し控え、または取りやめるのが通常。類似性を意識しつつも、依拠性を満たさないことを信じて公開を実施または継続しようとするのは一部ユーザーにとどまると思われ、そのようなユーザーへの対応のために独立した本原則を設ける必要性に疑問。

31ページでは、OSSライセンスの提示をもって内容の開示に代えることができるとする本例外規定について「例外」が生成AI事業者の抜け道とならないよう実務の実態に即した柔軟な運用とすべき。これは原則3が終わった次の「例外の内容について」でございます。それから、規約で適用除外・制限する場合には、対象範囲、理由、代替措置、第三者への影響まで説明させるべき。

最後、32ページでは、オープンソースソフトウェアや外部基盤を利用する事業者に対する例外を設けているものの、その内容は限定的であり、実務上の負担軽減としては不十分。

以上、主な意見を紹介させていただきました。最終的には、先ほど申し上げたとおり、

本日及び次回のヒアリングも踏まえ、主な意見に対する事務局としての考え方を作成し、コード（案）の今度の扱いを含め、次々回以降の検討会において御審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま説明いただいた内容について、委員の皆様から特段御質問等ございましたら受けることができますが、よろしいでしょうか。

特になければ、進めたいと思います。

本日は、この後、資料の順番のとおり、関係団体よりヒアリングを行って、事実関係などについては、その都度、質疑応答の時間を設けて、その場で受けたいと思います。その後、残りの時間、全部のヒアリングが終わった後、委員からの質疑応答という2段階で進めたいと思います。今日は全体的に時間の管理が必要なので、全体で頭に入れて進めていただければと思います。

改めまして、本日は御多忙のところ、一般社団法人日本新聞協会様、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構様、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス様、一般社団法人日本知的財産協会様の皆様におかれましては、ヒアリングに御対応いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、日本新聞協会様より御発表をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○日本新聞協会 提出した資料に沿って、我々の意見について説明いたします。まず、1ページ目ですが、我々は3年にわたって報道コンテンツの保護を繰り返し訴えてまいりました。昨日も「AI検索サービスに関する声明」を発表しました。この中でも、AI検索が広がることによってコンテンツ保護が一層困難になっている現状について説明していますが、本日の議題になっているプリンシプル・コードについても、より強力かつ早期に策定することが必要だという意見を述べています。

続きまして、2ページです。本検討会でも議論になっている法・技術・契約のいずれの解決策についても、我々は課題が存在していると考えています。法律による解決については、コンテンツが大量・瞬時に生成されるため、個別侵害事案の訴訟には限界があると考えています。また、権利者側の証拠の収集について、非常に高いハードルがあって、限界があるというのが我々の考えです。

技術面についてですが、robots.txtによるブロックを我々も行っておりますけれども、無視されたり、あるいはユーザーエージェントを非開示にされていたり、ほかの事業者を通じてデータを入手していたりする事例が確認されており、困難があると考えています。

また、契約については、我々の側から事業者の利用実態が知り得ないのが現状です。また、無断収集が可能のため、事業者側に契約締結のインセンティブが生じづらいことも課題と考えています。

3 ページ以降は、1 月に提出した当協会の意見のポイントをまとめています。3 ページは総論部分で、プリンシプル・コード（案）について、報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させるため、重要な内容だと受け止めています。権利者や利用者にとって安心・安全な利用環境の確保を目指す取組について、我々は賛同しています。強制的な開示や罰則を伴わないことについては、実効性を高めていくことが必要だと感じています。

これまでも文化庁の「AIと著作権に関する考え方について」等を遵守していないことが強く疑われるサービス展開が海外事業者を中心に散見されています。遵守する事業者との公正な競争という観点からも問題になると考えています。このため、政府はコードに従わない事業者、とりわけ影響力の大きい海外事業者に対して周知と遵守を積極的に働きかけるべきであり、改善が見られない場合は法制化を迅速に検討するよう求めています。

続きまして、4 ページは原則 1 についてです。透明性確保のための措置として、学習データに関する事項が開示対象となったのは重要だと考えています。クローラーに関する開示を求めた方針も妥当であり、第三者クローラーからの提供データを対象に含めていることにも賛同しています。加えて、RAGで利用される参照用の知識データについても蓄積している場合は開示対象に含めるべきだと考えています。

データ収集を専門とする業者の存在も明らかになっており、外部業者を利用したデータ収集の場合、権利者がコンテンツを保護することが一層困難だと考えています。知識データも開示対象となることを明確にすべきというのが我々の主張であります。知的財産権保護のための原則の策定、ペイウォールなどのアクセス制限の尊重、robots.txtに従うクローラーの採用などは重要であり、本案に賛同しています。

続きまして、5 ページ目は原則 2、原則 3 に対する意見です。コンテンツ保護のためには、使用されたデータセットを権利者が特定できることが重要だと考えております。ぜひ実効性のある開示を求める規定としていただきたいと思います。

生成AI事業者による一方的なコンテンツ利用が横行する中で、開示要求のハードルは極力低くすべきだというのが当協会の主張です。訴訟の準備段階で開示を求めることができる内容となっていますが、準備は検討段階も含め広く解釈されるべきと考えます。原則 2 では、URL情報等だけではなく、要求者が指定するコンテンツが含まれているか否かについても要求可能とすべきと考えています。原則 3 の開示要求可能事項に関しても、こうした趣旨を踏まえて検討していただければと要望します。

続きまして、6 ページでは事業者側から示された主な懸念等に対する意見を述べています。1 点目、情報公開・開示をめぐる営業秘密やセキュリティーへの懸念です。今回の案に示された公開の範囲・粒度は、我々は過剰とは考えておりません。開示情報の利用目的も限定されております。開発者・事業者側に実害が生じる場合には説明すれば回避できる、という設計にもなっていることに留意すべきと考えます。我々からしますと、経済的な価値のあるコンテンツの無断利用という権利者側の実害は既に明らかになっていると考えて

います。クローラー名等の非公開によりrobots.txtの設定や証拠集めが困難になる現状を踏まえると、AI法は透明性確保を求めていますので、この兼ね合いの中で検討されるべきことだと考えています。

2点目に、対応するためには事業者側にコストが発生するという意見もあるようです。開示請求のためには権利者側にもコストが発生する、ということに着目いただきたいと思っています。このコストを考えれば、何でも開示を求めることは考えにくいのではないかと思います。透明性が高まることで契約締結につながり、そのことが双方のコスト削減につながる可能性があるのではないかと考えています。

3点目に、国内事業者だけ義務を負うことになるのではないかとという指摘もありました。国内・海外を問わず事業者がルールを守るべきというのは我々も同じ考えです。政府は海外事業者に対する周知と遵守の働きかけをすることが必要だと考えています。

続きまして、7ページを御覧ください。プリンシプル・コードによって透明性が確保された場合に期待されることを、先ほどの図を使って御説明をさせていただきたいと思いません。課題解決に一定の道筋がつくのではないかと期待しています。

この7ページで下線を引いたところが具体的に期待される場所ではありますが、法律による解決という意味では、権利者側の証拠収集の助けになることが期待されます。

技術による解決の部分では、robots.txtの無視、ユーザーエージェントの非開示、クローラーの偽装といった現状が改善されるのではないかと期待しています。

また、契約による解決の部分ですが、事業者の利用実態について、事業者や権利者が情報を共有することで契約による解決につなげることが前進すると期待しています。

最後に、8ページ、当協会の意見のまとめを記載しました。権利者にとっては課題が山積している中で、プリンシプル・コードの策定は透明性の向上による課題解決につながり得ると考えております。

プリンシプル・コードは、知的財産の適切な保護を一步前進させるために重要な取組で、AI法の基本理念の一つである透明性確保に沿う内容でもあると考えております。

原則1では、クローラーの開示、ペイウォール、robots.txt遵守、知財保護の原則策定が重要で、原則2では、利用されたデータが特定できることや、情報開示のハードルを下げる必要があると考えています。

私どもの説明は以上となります。どうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

事実関係の質問を受けるのですけれども、竹中委員と福井委員、今、まだ入っておられますか。何かコメントございましたら、この場でいただければと思います。

○竹中委員 特にありません。

授業がありますので、先に出させていただきます。失礼します。

○渡部座長 ありがとうございます。

(竹中委員退室)

○渡部座長 福井委員、いかがでしょうか。

○福井委員 ありがとうございます。では、出る前に簡単なコメントだけ。

大変に丁寧なパブリックコメントのおまとめ、ありがとうございます。プリンシプル・コードの意義について、多くのパブコメが期待していらっしゃるがよく理解できました。

同時に、この検討会議の数か月の間でも、例えばクロード・ミュトスの登場などもあって、さらに加速化しているAI進化のリスク対応面に世界の関心はかなり集まっていると感じます。よって、この場でも何度も議論されているルール、技術、そして、契約の組合せによる、実効的なガバナンスの重要性はかつていないほど高いと思います。

そうすると、これまでもかなり指摘され、今、新聞協会さんも指摘されたとおり、少ない国内のAI事業者は遵守を前提にした意見表明をしているように見える一方で、海外の大手事業者を中心にどこまで遵守されるのか。例えば遵守するといいながら、実質はエクスペインで形式的に済ませてしまわないのか。その結果、公正な競争が害されたり、あるいはリスクのかじ取りやデータ主権を海外の手に委ねることにならないのか。ここにやはり多くの懸念があるように思いますし、私もそれを共有しております。

よって、このプリンシプル・コードを基にして、今後も現状の把握と、正負のインセンティブなどの、コードの実効性を図るための措置の議論は決して休まずに続けるべきであるように思います。特に最低限の法改正を組み合わせると実効性が飛躍的に高まることもあり得ると思いますので、そうした可能性も排除せず議論するとよいのではと感じました。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さんも、この場で事実関係、短い確認でできることがあれば御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 今、挙手されている方はいらっしゃいません。

○渡部座長 では、後ほど全体の質疑のところでも承りたいと思います。

続きまして、コンテンツ海外流通促進機構様よりお願いいたします。御発表いただければと思います。

○コンテンツ海外流通促進機構 後藤でございます。お時間をいただきまして誠にありがとうございます。資料3でございますが、2つありまして、2つ目の資料をまとめたのが1枚ペラのもので、意見でございます。これに基づいてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、その前に、CODAといたしましては、OpenAI社のSora2の運用について、これまでずっと話し合いをしてきたものでございます。その経験も踏まえて議論させていただければというふうに思います。

初めに、米国の生成AIの開発事業者とCODAとの関係を例えるならば、MLBのメジャーリーグとリトルリーグが対戦するようなものでありまして、近い将来、対戦すらしてくれな

い状況になると思います。ついては、ぜひとも早急にこのプリンシプル・コードを策定していただき、海外事業者に対して実効性のあるものにしてほしいということを切望いたします。

意見といたしましては、まず、総論ですけれども、重複しますけれども、海外事業者に対するプリンシプル・コードの周知と遵守への理解促進の期待ということで、CODAも民として努めますが、ぜひとも知財事務局をはじめ、政府の力に期待をいたしたいところでございます。

次に、文書が示す原則及び例外についてですが、学習データの開示について慎重な意見があることは承知しております。とはいえ、今や1億総クリエイターの時代でございます。このクリエイターが学習利用や依拠性を立証することは極めて困難であります。やはり学習データの開示が必要であります。

次に、原則1でございますけれども、知的財産権保護のための措置については、著作権法第30条の4について、海外事業者の間で拡大解釈が広まっているように見受けられます。やはり前提として「享受目的が併存する学習は、学習自体も違法となる」という点について、改めて、特に海外事業者に周知及び海外事業者の理解に期待をしたいというところでございます。

そして、原則2及び原則3についてでございますけれども、URL等の情報でございますが、これは学習ソースの場所ではなくて、著作物を特定するまでのあくまでも参照情報でございます。つきましては、いわゆる当該コンテンツを含む動画等が学習データに含まれているか否かを誠実に確認・回答されるよう、本原則または注釈において明示することを要望いたします。

最後になりますが、日本のキャラクターといったコンテンツIPは日本の宝です。今後、コンテンツは日本の輸出産業の柱となります。この宝が海外の生成事業者によって安易に無許諾で学習・生成・出力されるといった、国益が損なわれることがないように強く要望させていただきます。

CODAは、技術革新には反対はいたしておりません。コンテンツ創造へのリスペクトを欠いた技術の進歩について反対をしております。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

この御発表内容について、事実確認等で御質問がございましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

特にないようですので、先に進みたいと思います。

続きまして、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス様より御発表をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス

(スライド1)

本日は、プリンシプル・コード(案)に関するビジネス・ソフトウェア・アライアンスの意見を説明する貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

(スライド2)

まず、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)について御紹介させていただきます。BSAは、エンタープライズソフトウェアの産業を代表するグローバルな業界団体で、会員は、AI、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティー、量子の分野で最先端技術をリードする企業で構成されています。テクノロジー業界の中でも、主にB to B、ビジネス・ツー・ビジネスを代表しておりまして、主な会員は、他の事業者の事業活動を強化するテクノロジーツールを提供する事業者となります。

我々が他のITの業界団体と比べて異なる点は、会員に広告を収入源とする事業者やeコマースを展開している事業者がないという点です。現在、アジア、アメリカ、ヨーロッパの20を超える市場で活動しております。そして、我々が推奨しているのは、テクノロジーに対する信頼を構築する政策です。あらゆる分野の産業や、また、一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられるように、各国で政策提言活動を行っております。

(スライド3)

こちらが、BSAのグローバル及びアジアにおける現在の会員事業者の一覧となっております。日本、米国、欧州などに本部を置く様々な事業者が参加しております。AI開発者・提供者、クラウドサービス事業者、サイバーセキュリティー事業者等が多いですが、会員はエンタープライズソフトウェアを開発しており、ソフトウェアの著作権者でもあります。BSAでは、設立以来、会員事業者の知的財産を保護する活動を続けています。

(スライド4)

このような背景もありまして、AIの信頼性と透明性の向上を目指す政府の目標をBSAは支持しています。権利を保護しながら、AIの責任ある利用を促進する政策の重要性を我々は認識しています。

一方で、現行のプリンシプル・コード(案)に関しては大きな懸念があります。主には、コードが事実上の拘束的義務となること。法的予見性が損なわれて、日本のAI分野におけるイノベーションの阻害になるのではないか、ということ。そして、求められた開示により、営業秘密やサイバーセキュリティー上の脆弱性が漏れてしまうのではないかといった点を懸念しております。

日本政府は「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」という目標を掲げており、それに沿わないコード(案)に関しては見直しが必要だと我々は考えています。

ここからは、具体的に我々の提言内容に関して説明させていただきます。

(スライド5)

まず、プリンシプル・コード（案）の法的位置づけですが「任意」と示されているものの、受入企業の公表、受け入れなかった場合の説明要請、そして、政府の事業・制度との連動の可能性インセンティブというふうに表現されておりましたけれどもこういった内容を含んでおり、事実上の義務となるおそれがあります。

AI事業者は、日本の著作権法の例外規定—第30条の4—の下で合法的な学習をし、事業展開をしております。そこに、こうした追加的な措置を求める制度を設けることは、事業活動における法的予見性を阻害し、例外規定の実効性を損ない、AI事業者の事業活動を著しく制約します。こうした事業活動の萎縮を招く内容は、AIイノベーションを促進するという日本の政策目標とも合致しません。

こうした混乱を整備する上でも、まず、このコードが法的拘束力がない、参照ガイドラインとして位置づけられること。そして、現行の著作権法の例外規定に影響するものではないということをコードに明記していただくことを求めます。

（スライド6）

我々のもう一つの懸念としては、コードの対象が非常に広いという点です。このコード（案）を策定された際に参照されたというEUの「GPAI Code of Practice（汎用AIの行動規範）」のように対象が限定されているわけではなく、公衆に対して、つまり、一般向けに生成AIシステムやサービスを提供する全てのAI開発者・提供者と、非常に広く適用されています。

また、開示先も、規制当局や下流プロバイダーを主な対象とするEUのリスクベースかつ階層的なアプローチとは異なり、公衆に対する透明性を重視しております。開示内容として示されている学習手法の詳細やURLなどの粒度の細かい学習データの開示を求めることは、極めて機微かつ営業秘密となる情報の開示につながるおそれがあります。特にサイバーセキュリティの文脈においては、モデルの学習プロセスの内容、パラメーターの設定といった技術情報の開示は、攻撃者がそれに応じて攻撃手法を変更することも可能としてしまいます。

ですので、コードにおいては、開示先を限定し、開示対象を概要レベルの非機密性情報とすることをより明確にコードの文章の中で保証していただくこと、また、対象となるAI事業の範囲や開示先をリスクに基づいて狭めることを求めます。

（スライド7）

また、我々のもう一つの大きな懸念としては、実行不可能な措置の導入が提案されていることです。コード（案）の原則2と原則3では、学習・検証用データに含まれるURL等の情報を、法的手続を進めている、もしくは準備中の当事者や、自分が生成した出力の著作権侵害の可能性を判断しようとしているユーザーに対して開示するような措置が示されています。

著作権侵害の有無を判断するための方法として、学習データの出どころを特定のURLの開示によって確認しようとするのは、妥当かつ実効可能な手段ではないと我々は考えます。というのも、AI学習においては膨大な種類のデジタル情報源からデータが取得されます。こうした数十億単位の個別データをトークン化し、つまり、数値形式に変換し、分析がされます。そして、この学習過程で行う情報解析は著作物の表現内容の享受を伴うものではありません。学習データ全体にわたる統計的パターンから特徴を一般化しており、学習の結果として保存されるのはデータの統計的特徴を数値化したパラメーターなのです。元となる学習データ自体はモデル内に保存されないため、特定の出力を学習データの中の単一のURLにまで遡って特定することは不可能です。

また、1つのURLに由来するコンテンツがモデル全体の出力に与える影響は理論上はごく限定的です。出力に類似性が見られる場合、それは学習に用いられた特定の作品の複製によるものではなく、様々な学習データに共通して見られる特徴間の統計的な相関に起因する可能性が高いと言えます。

このような学習の性質上、著作権侵害を判断するために、学習データの詳細な開示を求めることは事実上不可能で、非現実的であるだけでなく、法的にも関連性を欠いておりません。仮に侵害の疑いのある出力が発生した場合には、現行の著作権法の下で既に救済手段が用意されていますし、そもそも、著作物と類似するコンテンツが著作権侵害に該当するか否かという法的判断というものは非常に複雑であり、事実関係に大きく依存しています。こうした新たな措置の導入によって起こり得る係争における、一方の当事者に実質的な優位性を与えるようなことは控えるべきと考えます。

また、多くのAIモデルには類似するコンテンツの生成リスクを低減するために、出力フィルタリング、メタプロンプト、契約条項といった技術的・契約的措置が講じられています。このような対応を促進することが効果的であると我々は考えます。

加えて、AI開発者と権利者の間には、商用ライセンス交渉を含む、直接協議のための既存の仕組みもあります。原則2と原則3で提案されている開示請求対応は、事業者に運用上の多大な費用を課しますし、その一方で権利者において実質的なメリットがありません。損害や多額の費用を伴う濫用的な訴訟や開示請求が助長されることになりかねませんので、原則2と原則3は削除し、著作権侵害の判断は現行の司法手続や専門的判断に基づいて、出力側の分析に重点を置いた整理をすることが重要であると考えます。

現在、権利者の権利を保護する取組に関しては国際的な議論が様々な団体で進められています。例えばインターネット技術の標準化団体であるInternet Engineering Taskforce (IETF) では、権利者が自身のデータをAI学習に利用されたくないという意思をrobots.txtよりも、より明確に示すための新たな自動ツールの議論が進められています。出版、音楽、映画、ソフトウェア業界をはじめとする多くの権利者が、IETFのマルチステークホルダー会議に協力して参加しています。関係するステークホルダーの間で現在形成されつつある、あるいは将来形成される合意事項と矛盾する恐れのある制度で拙

速に対応するのではなく、こうした国際的な議論の成果も踏まえつつ、著作権侵害の対応の在り方を慎重に検討していくことが望ましいと考えます。

(スライド8)

また、生成AIシステムが汎用的なツールで、出力はプロンプトに影響されることを踏まえますと、AI利用者側の啓発にも重点を置くことを勧めます。基盤となる技術そのものを制限するのではなく、利用行為に着目し、利用者のモラルやリテラシーを高め、責任のある適法な利用に対する理解の向上を一層促進していくことを勧めます。

(スライド9)

こちらのスライドに提言内容をまとめております。コード(案)の任意性の明確化、対象範囲の限定、透明性措置の適正化、営業秘密等の保護の明示、調達等の政府施策との連動を避けること、また、ユーザーの責任ある利用の促進。こういった点を踏まえた見直しを求めます。

現在、すごい勢いでAIのトレーニングが米国と中国で行われていますが、法的予見性がある学習・開発しやすい環境に事業者は流れていきます。日本の現在のAI開発や活用環境を損なうような措置が導入されますと、今後、AI学習はますます英語や中国語が中心となり、日本語データを活用した学習が減ることになります。それは日本のAI促進を阻害しますし、国内の一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられないことにもなってしまいます。

(スライド10)

今回のプリンシプル・コード含むBSAの意見書や関連資料をこちらにリストとさせていただきます。

(スライド11)

今後も、様々なステークホルダーを交えて、課題解決に向けた建設的な議論をしていくことを期待しております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ただいまの御発表について、何か事実確認等の御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。あれば、挙手をいただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、先に進みたいと思います。

続きまして、日本知的財産協会より御発表いただければと思います。

○日本知的財産協会上野様 日本知的財産協会の上野でございます。生成AIプリンシプル・コードに関しての当協会の意見概要を御紹介させていただきます。

この意見ですけれども、様々な立場の意見を踏まえて、産業横断的な視点から整理をし

たものです。その上で、制度が実務として適切に機能するかという点を重視して検討しております。通常、私どもの協会では会員企業がこういった意見発信を行うのですが、本件は異なる立場のメンバーが取りまとめをしてきたという経緯もありまして、本日は協会事務局から御説明させていただきます。

まずは、前提となる事項です。次のスライドをお願いします。

日本政府では、AI法や人工知能基本計画などを策定して「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指しています。そうした考え方に基づいて、プリンシプル・コードでは生成AI技術の進歩と知的財産権保護の両立ということを掲げられていまして、そういった方向性には当協会も賛同しております。

AIの社会実装は、経済成長、それから、経済安全保障といった観点からも極めて重要です。そういった制度設計に当たっては、規制への対応に係る負担が過度なものにならないよう配慮が求められます。イノベーション促進と規制のバランスといったものが本件では重要な論点となっております。

では、総論です。先ほども申し上げましたけれども、本意見書はAI事業者や利用者の懸念に加えて、さらにコンテンツ事業者の観点も踏まえた、産業横断の立場から整理をしたものです。

まず（１）の基本的な考え方についてです。プリンシプル・コード（案）で示されておりますAI技術の進歩と知財権の保護の両立、それを実務として機能させるための制度設計についての当協会の考え方をここで整理しております。その中でも特に重要なのが青字で示しております２点となります。１点目が、現状のソフトローの枠組みを維持すべきだということです。生成AIは進歩のスピードが極めて速い分野ですので、固定的なルールではなく、柔軟に対応できるルールが望ましいからです。

２点目が、営業秘密やノウハウ保護への十分な配慮です。現行のコード（案）では、その点の考慮が必ずしも十分ではないのではないかというふうに認識しておりまして、制度の実効性の観点からも修正が必要だと考えております。具体的には後ほど申し上げます。

さらに、制度全体の観点からは、ここに列挙したような論点についての検討が必要だと考えております。EUのAI法を含めて、様々な国際的な枠組みとの整合性というものも重要ですし、日本企業と海外企業で対応に差が生じた場合には、その負担の偏りが生じるおそれがありますので、その点についての検討も必要だと考えております。

以上が基本的な考え方というところに関する問題意識です。

右側の論点についても併せて申し上げます。まず、適用対象は一律ではなく、リスクに応じた適用とすることが重要です。今後はあらゆる製品・サービスにAIが組み込まれるということが想定されますので、一律の規制では負担が過度になったり、必要な対応が十分に行われなれないといったおそれがあります。そのため、現実的な導入としては、負担の偏りを避けつつ制度として機能させるという意味でも、まずは生成AI開発者に絞って原則１を導入して、その上で段階的に拡大していくというようなことは考えられると思いま

す。

それから、次に、コンプライ・オア・エクスプレインに関しては、実質的な強制とならないような運用への配慮は必要だと考えております。形式上はソフトローであったとしても、実務上はコンプライが強く求められる方向に働く可能性はあると思っています。以上、制度設計に関してはバランスと実効性の確保が重要だと考えております。

以上が総論で、次に、原則1についてお話しします。透明性確保の必要性は理解しておりますけれども、開示要求は真に必要な範囲に限定すべきだと考えております。特に学習データや設計仕様等の詳細を開示するということは、営業秘密やノウハウ流出のリスクにつながるおそれがあります。

営業秘密の流出リスクは避ける必要がある中で、どこまで開示すれば足りるのかというようなことが不明瞭な場合には、企業は慎重にならざるを得ず、開示が進まない、もしくは形式的なものにとどまるおそれがあります。そういった点を踏まえて、制度の実効性を確保する観点からも、営業秘密やプライバシーは開示対象には含まれないということを明記していただくことを希望しております。海賊版サイトへのクロール回避の措置を取るべきということも案の中に記載されておりますけれども、これに関しては、公的機関が率先して、クロール回避の対象となるサイトの情報を整理して、その情報を事業者に周知するということが重要だと考えております。これは権利者側の観点からも重要だと考えている事項です。

(2)の知財保護のための措置についてですけれども、侵害しないことを一律に求めるのではなくて、可能な限り措置を講ずるといった現実的な義務設定とすることが重要だと考えております。その上で、そもそも、侵害成否の判断が容易ではありませんので、開発・学習の範囲の明確化が必要です。その際、RAGがここに範囲に含まれるのかどうなのかといったことも整理が必要だと考えております。また、著作権法第30条の4の範囲内での利用であるというようなことが説明できる場合には、一定の対応として評価されるような整理も必要と考えております。さらに、AI事業者とAI利用者の責任分担についても整理が必要で、特にRAGが対象に含まれる場合には、この点が重要になるだろうと考えております。こういった点が整理されていない中では、何をどこまで開示すべきとか、その粒度とか、公表方法について判断が難しくなりますので、これらの点の明確化も必要だと考えております。

原則2・原則3についてです。全体として、権利者保護の問題意識は理解しておりますが、制度として適切に機能するかという点には若干疑問があります。

まず、原則2に関しては、開示に応じるインセンティブが働きにくく、制度として十分に機能しないおそれがあるのではないかと考えております。権利者が事業者に対して訴訟を検討しているというような場面ですと、事業者が自発的に不利な情報を開示することは通常は期待しにくいという状況にあります。そのため、原則2を導入するのであれば、法的な位置づけとか関連法制度との関係も含めて、慎重に検討する必要があると考え

ています。

原則3については、非侵害確認を目的とすることで、かなり広い範囲で開示要求が可能となる点に課題があると考えております。原則3についても、原則2と同様に、請求権の法的根拠が必ずしも明確ではありませんし、既存制度との関係も十分には整理されていないという点に課題があります。そういった中で、このような広範な開示請求を認めることは、AI事業者に過大な対応負担を課するおそれがあります。この目的が利用者保護にあるのであれば、その範囲に限定した上で、原則2との整理統合を検討することが合理的であろうと考えています。

最後に、例外・その他です。

OSSについて、単にOSSの利用を理由に原則の適用を免れようとするには公平性の観点から疑問があります。海外事業者も受入可能な範囲からの段階的な導入も必要です。

最後になりますけれども、プリンシプル・コードでは受入状況の可視化が求められておりますが、企業単位に限らず、事業単位とかAIシステム単位での可視化も可能にするような柔軟な運用とすることが重要だと考えております。

以上、産業横断の観点から、バランスと実効性を重視した制度設計について意見を申し上げました。どうもありがとうございます。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

この内容について事実確認等があれば、今、いただければと思いますが、よろしいですか。

そうしましたら、残りの時間で内容の詳細に関するものも含め、委員より各団体に対する御質問等をいただければと思います。どなたからでも結構でございます。挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田（淳）委員 岡田淳でございます。皆様、御発表ありがとうございました。私からは、日本知的財産協会、BSA、日本新聞協会にそれぞれ質問させていただきたいと思っております。

まず、日本知的財産協会ですが、原則1については、スコープ等を含めて工夫が必要だけれども、原則1を導入するという点について全面的にネガティブな意見では必ずしもないという趣旨であると理解をいたしました。その中で、原則1へのコメントとして、開示項目は、透明性に真に資する事項に絞るべきという意見を仰っています。加盟各社によって、もちろん個別のスタンスは違うので、なかなか難しいところもあると思うのですが、透明性に真に資する事項というものは具体的にどの項目で、必ずしも真に資さない事項というものは具体的にどの項目なのか。その辺りがプリンシプル・コード案では既に具体的な記載例も含めて公表されているので、もし御意見があるのであれば、個別の項目ごとにメリハリをつけて具体的にご要望いただくと、より生産的な議論になるのではないかと思います。

同じように、要旨の粒度・公表方法の明確化というところや営業秘密への懸念についても、現在のプリンシプル・コードや記載例のドラフトはそれなりに営業秘密についても配慮をされているとあって、現状の粒度であってもやはり営業秘密との関係でこの箇所が非常に重要な問題なのだとか、そういうところがあれば具体的に議論したほうがより建設的な議論になるのではないのかと思いましたので、その辺り、もしあればコメントいただきたいです。

次に、BSAですが、BSAの御意見も、原則1については、スコープとか粒度の問題はあると思うのですが、全面的にネガティブという御意見では必ずしもなくて、他方で原則2、原則3についてはネガティブな御意見であると理解しました。BSAについては原則2の関係で質問させていただきたいのですが、そもそも、AIモデルは必ずしも学習データを保存していないので、技術的に実現不可能という懸念点の御指摘があったかと思えます。この温度感をもう少し正確に理解しておきたいと思ひまして、これも加盟各社によって違うところはあると思うので、なかなか細かくお答えいただくのはもしかしたら難しいかもしれませんが、ここでは「技術的に実現不可能」、つまりおよそ無理なのだという趣旨の表現も使われている一方で、「必ずしも」学習データを保存していないという表現からすると、裏を返せば学習データを保存しているので技術的に可能なケースもあるのかなどこの文言だけからは読み取れるので、要するに本当に実現不可能なのか、ケース・バイ・ケースで実現可能な部分もあるのか。その辺りの温度感をもう少し知りたいと思ひました。

今回の事務局資料で、パブコメで寄せられた意見というところで、例えば25ページなどを見ると、「技術的にも大変困難」という表現が使われていて、不可能とまでは言われていません。だから、原則2への対応はそもそも不可能なのか、困難なのか、それとも、必ずしも不可能や困難ではないケースもケース・バイ・ケースとしてはあり得るのか。その辺りの温度感がもう少し分かれば教えていただきたいと思ひました。

最後に、日本新聞協会ですが、複数の新聞社がAI事業者に対して訴訟を提起されているということは皆様御案内のとおりで、日本では数少ない訴訟事案なのですが、パブコメで寄せられた意見の中に、例えば事務局資料の26ページでは、既に訴訟法等の中で情報収集の法的手段が複数整備されていて「既存の証拠開示制度で足りる」と書かれています。これに対して新聞協会様のほうで、複数の加盟新聞社が既に訴訟提起されていることとの関係で、訴訟中あるいは訴訟前の、訴訟法等に基づく情報収集制度、証拠開示制度では不十分ではないかというようなことが、訴訟を遂行するに際しての実感としてもしあるのであれば仰っていただきたいです。

もし本当に訴訟法上の証拠収集制度で足りないのであれば、そもそもプリンシプル・コードのような任意の取組を整えたところで実際どこまで対応してくれるのかという根源的な問題もあるように思ひます。その辺りも含めて、訴訟法上の証拠開示制度の実務的な運用との関係でもしコメントがあればいただきたいです。

私からはひとまず以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、順番に、知財協会さんからお願いします。

○日本知的財産協会上野様 質問がお二つで、何が透明性に資する情報なのかということと、2つ目が粒度等に関して、今の開示等が一定の配慮をされているのではないかということだったかと理解しております。

まず、何が透明性に資する情報なのか、協会の中でこれをきちんと精査をして、外部的に発表できるというところまでの詰めは現時点ではできておりません。実際に、まず、ご質問の中で御指摘がございましたように、原則1というようなことも含めて、この枠組み自体は賛同しているものではありません。その一方で、その詳細な部分に関してはまだ協会としても詰めるところもありますし、今後、異なる立場の中で、個社によって変わって行くところでもございます。いろいろな例示をいただければ、それに基づいて詳しくパターン、傾向を発信することも可能かと思っております。

2つ目の粒度等に関して、御指摘のように、配慮されているということは確かだと思います。その中で、1つ目とも関わるのかもしれないけれども、例えばこういったものが営業秘密だから出さなくていいということでコード案の中で出されている例として、他社との契約が機密だからというようなことが挙がっていたかと思えます。確かに他社との契約は明らかに機密の情報なので、営業秘密として出さなくていいというのは私どもだけでなく、誰もがそう判断できると思います。ただし、実務上必要になってくる事例は、そういう明らかにしなくていいというものよりは、中間的なところなんです。どこまで開示が不要だと言えるのか。その辺りが企業側にとっても、ある程度検討がつくような線の引き方、それを例示というようなことも含めて整理していただければ、企業としても取り組みやすくなるかなというふうに感じております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

そうしましたら、BSAさん、オンライン上で、お答えいただけたらと思います。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス 御質問ありがとうございます。また、紛らわしい表現があったようで、失礼いたしました。

我々が事業者から説明を受けているのは、元となる学習データ自体がモデル内に保存されないため、URLまで遡って特定することは不可能であるということです。そして、我々の意見書でも述べているのは、入力側に重点を置いている今回のプリンシプル・コードのアプローチを考え直すべきなのではないかということです。出力側の分析に基づいて著作権侵害の判断が行われるべきではないかと我々は考えております。

プロンプトがどのように入力され、反復的な傾向があったのか、また、独自性があったのかそのような基準を検討した上で著作権侵害を判断するべきではないかと思っておりますので、入力側に焦点が当たっていること自体が、権利者側とAI事業者の双方が膨大な労力と時

間を費やし、費用もそこに介在するという事を考えますと、有効なアプローチではないと考えます。

○渡部座長 ありがとうございます。

新聞協会さん、お願いします。

○日本新聞協会 御質問ありがとうございます。

新聞社の中には訴訟に踏み切った例がありまして、読売と朝日、日経でPerplexityを提訴しているのは御案内のとおりです。ただ、これは訴訟の準備段階から、情報収集や解析などの立証に必要な作業に、相当な手間と時間、人員をかけており、権利者にとってはその負担が非常に過大だと感じています。御指摘のとおり、訴訟をすればいいではないかというような御意見があり得るところではありますが、そこに至るまでの手間、コスト、人員、労力が大変だということです。

それから、対象を絞るに当たっても、また労力やコストがかかるわけです。ある程度確証に至ったところを提訴するとしても、その前段階として、予備軍といえますか、疑わしい事業者は実は多くあります。訴訟前の情報収集の労力やコストがやはり権利者側にとって過大になっていることをお伝えできればと思います。

今回のプリンシプル・コードで提供される情報は、私たちが前さばきをするために非常に有益です。そもそも訴訟対象として検討する前段階の情報を十分に集められない状況にある中で、コードによって透明性が確保されることで、情報収集・解析などの前処理の作業の軽減が期待されるという点で大変有意義だと感じております。

○渡部座長 ありがとうございます。

岡田委員、よろしいですか。

○岡田（淳）委員 結構です。ありがとうございます。

○渡部座長 では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

田村委員ですか。田村先生、お願いします。

○田村委員 座長さん、これは意見にもわたる話になると、この質問が終わった後ということになりますでしょうか。

○渡部座長 そうです。取りあえず、まず。

○田村委員 では、後に控えたいと思います。

○渡部座長 質問を先にしたいと思います。

いかがでしょうか。

新委員、お願いします。

○新委員 すみません。よろしく申し上げます。

伺いたかったのが、新聞協会様とCODA様に伺いたいのですが、2つの団体様とも、海外事業者の実効性についてのところに懸念を持たれていらっしゃる。枠組みのほうでもそういう言葉が出ているという印象があるのですが、もしこの点についての実効性についてはどのくらい解決策を御検討なさっていますか。これらのものは今回のコードによって解

決できるというふうに考えていらっしゃるのかというところを御意見いただければと思います。

○渡部座長 いかがでしょうか。

○日本新聞協会 新聞協会です。御質問いただきましてありがとうございます。

今回、海外事業者への実効性については多くの方が疑問を持たれているところかと思えます。政府で十分に周知・働きかけをしていただきたいということと、政府の補助などの要件の中に入れることによって、コードを守るためのインセンティブを高めていただければと考えています。

冒頭の説明でも申し上げましたが、ソフトローのアプローチでまずは効果を見た上で、足りないということであれば次の段階に進むことも選択肢ではないかと思えます。できるだけ現在のプリンシプル・コード（案）で多くの事業者が賛同してルールを遵守していただければ一番ありがたいと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ごめんなさい。CODAさん、どうぞ。

○コンテンツ海外流通促進機構 先ほども申し上げたとおり、いわゆる大リーグとリトルリーグのたとえですけれども、ビックテックはやはりすごいのです。とてもCODA、そして、一コンテンツ企業では対応できません。そういうことで、やはりプリンシプル・コードを早急に作成いただきまして、官民一緒になって、この実効性を高めていく必要があると思えます。

そして、CODAといたしましても、生成AIがいろいろ出ておりますけれども、これに関しては、ちゃんと平時より調査をして、その内容を把握し、権利者とも意見交換しながら、対応を深く検討してまいりたいというふうに思っています。

そんなところですよ。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○新委員 分かりました。

○渡部座長 続きまして、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 本日は、大変貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございます。私からは2点質問させていただければと思います。

まず1点目は、新聞協会様からのプレゼンの中で、文化庁の考え方、厳密に申しますとこれは文化審議会の委員会名義になりますけれども、「AIと著作権に関する考え方について」等を遵守していないことが強くうかがわれるサービス展開が海外事業者を中心に散見される、というお話がございました。もし、この「考え方」を遵守していないということになりますと、それがどの部分かにもよりますが、著作権侵害に当たりうること

になるかと思えますので、具体的にどういうことが行われているというご指摘なのかをお伺いできればと思いました。

関連して、CODAさんのお話の中でも、いわゆる享受目的並存型に関する言及がございましたので、ひょっとすると、海外事業者によって非享受目的に並存した享受目的の学習が行われているということ、この「考え方」に遵守していない例としておっしゃっているのかもしれないと思ったのですけれども、ただ、この「考え方」はあくまで、日本法の解釈の話をしているものでございますので、海外事業者があくまで国外で学習をしているとしますと、それは日本法の適用が問題になる行為と言えるのかどうか問題になるのではないかと思いましたが、差し支えない範囲で具体的なお話をお伺いできればありがたく存じます。これが一点目です。

2点目は、事業者側に対するご質問ですが、最初の事務局のプレゼンの中にもございましたように、原則1について、クローラーの識別子の公表に関するお話がありました。ここでは、クローラーの識別子を公開してしまうと、ウェブサイトの運営者のほうで誰がどんなデータを取りに来たのかを把握することができることになってしまって、もしそれが公開されたりすると守秘性の高い情報が流出してしまうというお話であったかと思えます。今日のBSAさんのお話でも、営業秘密に関する御懸念が示されていたところでもあります。

したがって、原則1との関連で、クローラーの識別子の公表をどこまで求めるべきかということが問題になるかと思えます。ただ、私が誤解しているかもしれませんが、検索クローラーの識別子のほうは公表されている例が多いものの理解しているところでもありますので、だとしますと、検索クローラーについては、どんなクローラーがやってきたとか、どんな情報を取っていったという情報は、既にウェブサイト開設者にとって把握可能なものになっていて、それが公表されるリスクもあるように思われます。そういう意味では、クローラー識別子の公開と営業秘密に関する問題というものは、既に検索クローラーについては起きているということなのかどうか、もし何か御教示いただけることがありましたらお願いしたいというふうに考えた次第でございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょう。

○日本新聞協会 新聞協会です。御質問ありがとうございます。

最初の文化庁の「AIと著作権に関する考え方について」に関する御指摘ですけれども、RAG利用が軽微利用を超える場合は著作権者の許諾が必要だと考えております。また、robots.txtを回避したサービス展開は著作権侵害に該当する可能性があるとして新聞協会では考えていまして、そのことを指したものです。

○日本新聞協会 補足します。文化庁「AIと著作権に関する考え方について」ですが、実務として幾つかの事業者・開発者とコミュニケーションを重ねる中で感じているのは、そもそもこれについて知らないという、周知の問題です。政府等で周知されているけれど

も届いていない場合がある。特に海外系の事業者が多いのは、知っていても自分たちが日本の法制度に規律されるのか彼ら自身ももやもやを抱いているという点があるのはまさに上野委員御指摘のとおりです。

主にこの2つがあり、文化庁「AIと著作権に関する考え方について」で整理されたポイントについて、どこまで自ら遵守すべか、彼ら自身も戸惑っていたり、あるいは正確なリスクを認識できていないという部分があったりするのはまさにご指摘のとおりで実務者としても強く感じるどころです。今回のコード（案）で少しでも補っていただければというのが実感です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

CODAさん、いかがでしょうか。

○コンテンツ海外流通促進機構 CODAとしましては、以前の生成AIに関しましては、プロンプトを入力して調査をしたわけですがけれども、例えば「ドラえもん」と入力しても、それは当然出てきません。ただ、プロンプトの内容を変えれば幾らでも出てくるという状況がずっと続いていました。これは、すごい波があるのです。

これに関しましては、日本法の先ほどの第30条の4の享受目的が併存という部分と、フェアユースに関しましては、日本の弁護士とも協議をしまして、フェアユースに当たらない、変容的とは認め難いだろうというような回答を頂戴しておりまして、それをもって当事者と話し合いをして、やめてほしいということをお願い続けたというわけでありまして。

以上です。

○渡部座長 上野先生、いかがですか。よろしいですか。

BSAさん、どうぞ。

BSAさん、御発言はありますか。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス 原則1のほうの開示内容に関する質問だったと思いますが、我々も、開示範囲と開示対象に関する考え方が事業者間で整理がまだついておりませんが、透明性を重視するということが自体を我々は反対しているわけではないです。

ただ、先ほど申し上げたように、EUですと規制当局、また、下流プロバイダーに対する開示ということが求められるのに対して、プリンシプル・コードは広く一般への開示となりますので、その点においては開示内容、また、開示先を見直さない限りは非常に慎重になる傾向になるかなというふうには思っています。

識別子等に関しての具体的な質問に関しては、どういう内容であれば開示可能なのかということは、事業者と確認を取っているところですので、明確な答えというものは控えさせていただきます。

○渡部座長 ありがとうございます。

以上で大丈夫ですか。

上野先生、よろしいですか。

それでは、奥邨委員、お願いいたします。

○奥邨委員 私ではよろしいですか。

○渡部座長 はい。奥邨委員、お願いいたします。

○奥邨委員 ありがとうございます。それでは、簡単にお伺いします。

まず、日本新聞協会さんと、それから、CODAさんにですけれども、パブリックコメントで出ていた御意見として、公衆に対してサービスを提供している場合と、そうではなくて、かなり閉じた狭い範囲で提供している場合とで開示する内容とか対応する範囲についていろいろと差をつけてはどうかというような御意見があったかと思うのですけれども、これについてはどのようにお考えになるかという点をお伺いしたいと思います。

次に、BSAさんについては、先ほど出力の侵害については、出力する人を中心に考えていくべきで、入力にフォーカスが当たるべきではないというような御意見だったかと思うのですが、確かにそのとおりではあるのですけれども、一方で、出力の侵害かどうかということを最終的に決めるためには、入力に何がされたかということが分からないと決まらないという点もあるのは事実かと思えます。そうだとしますと、入力だけの問題ではなくて、本筋は出力ですということが明らかになれば、その補助として入力のところをカバーすると話しであれば趣旨としてはおかしくないということではよろしいでしょうか。

最後、これは既に御質問もあったところですが、その回答を伺ってもまだ十分理解できなかったため、改めて知財協会さんにお伺いします。例えば、今、原則1について公開されている、事務局が出している具体例でのレベルでも営業秘密である、もしくは技術的に非常に開示するのは困難であるということなののでしょうか。それとも、あれであれば大丈夫だけれども、さらに詳しいと問題ということなののでしょうか。そこがよく分からなかったです。一般論として、営業秘密を開示できないというのは分かるのですけれども、今、事務局が示している具体例でございますけれども、この具体例でも非常に差し障りがあるということなのか、という辺りが具体的なイメージが湧かないなと思いましたので、そこをお伺いしたいなというところでございます。

よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

新聞協会さん、どうでしょうか。

○日本新聞協会 奥邨先生、御質問ありがとうございます。

閉じたサービスというものを、今すぐにはイメージができないのですけれども、恐らくAIサービスの提供範囲にはグラデーションがあり、かなり狭いものがあり得るのではないかと御指摘と受け止めました。

そうだとすると、実際そうしたサービスの中身・実態によって、どれくらいの粒度でコンテンツが生成されているのか、その実態を個別に見ていかないと分からないのかなという気がします。一方で、データの開示が一般公開なのか、個別開示なのかという論点は原

則2との兼ね合いで別途あって、その辺に解決策があるのかもしれませんが。漠然としたお答えで恐縮ですが、そのような感想を持ちました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

CODAさん、いかがでしょうか。

○コンテンツ海外流通促進機構 CODAといたしましては、先ほどから申していますように、言い訳になりますけれども、リトルリーグということで、やはりマンパワー的に、あと、費用的な面で厳しい部分がありますので、いわゆる安易に無許諾で学習・生成・出力されるといった、いわゆる著作権者にとって影響力のある生成AI事業者等々について精査をして、その中で皆さんの総意をもって、その中の代表的なものに対して対応するという現実的な路線でいきたいというふうに思っています。

○渡部座長 ありがとうございます。

BSAさん、いかがでしょうか。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス 御質問ありがとうございます。

我々の意見書でも、この点を説明をさせていただいておりますが、AIの学習における、URLにひもづいたコンテンツが全体の出力結果に与える影響というものはごくわずかなでいると考えています。そうした事情を踏まえると、このように入力側をたどってコンテンツを特定するという事は、先ほども説明しましたように、技術的には不可能ですし、意味がないと考えております。

実際にそういった著作権侵害となるような出力が出てきた場合には、実効的な救済がありますし、このような非常に複雑な判断を今回のように、新たな制度をレイヤーとしてつけることは、権利者側にも、それから、AI事業者側にも実質的なメリットはないと考えております。

○渡部座長 知財協さん、いかがでしょうか。

○日本知的財産協会 上野様 知財協です。

このコード（案）に書かれている一つ一つの項目について、これだったらオーケー、これだったらNGという、それを示してほしいという質問だと理解しました。これに関して、基本的には営業秘密に当たるものであれば出せないということにはなるのですが、例えばこの使用モデルの関係ですと、アーキテクチャー、設計仕様というようなところは営業秘密に当たる場合も多いかとも思います。これらを出すことでどれぐらい権利者にとっての有用性が高まるものなのか分かりませんが、こういったものは出せないというようなことにはなるかと思っております。

あと、透明性という観点で言いますと、国際的な比較の中でも、本コード案では、開示というものは広く公衆に開示ということになっております。あくまでもヨーロッパの例ではありますけれども、開示の相手方というものは当局とか、ダウンストリーム・プロバイダーというような限定があったと承知しております。そういったところも含めて、最終的

にはこれを開示すべきということで、営業秘密に当たらないものであれば開示できるというものはいろいろあろうかと思えます。他方で、冒頭にも申し上げましたように、当協会には様々な立場の者がおりまして、1つの意見として具体例をお示しするというのは少なくとも現時点ではまだできていない状況ではありますので、ある程度典型的なところだけ、申し上げさせていただきます。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥邨先生、いかがでしょうか。何か。

○奥邨委員 大丈夫です。

○渡部座長 よろしいですか。

私の理解が、すみません。BSAさんの今の御説明というものは、基本は入力を見ないで、出力だけで対処をすべきであるということだとすると、出力側でかなり狭い規制をしないといけないということになるかと思うのですけれども、技術的にそういうことで出力がむしろ出にくくなってしまったりとかするのではないかということ。

それから、先ほど救済措置があるということを言われました。実効的な救済措置というような言葉遣いだったと思います。これは具体的にどういう話をされていたのか、確認できればと思います。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス 我々が申し上げているのは、出力側の分析が検討されるべきなのではないかということです。例えば著作物と生成AIの出力と類似の程度、独自に創作されたことを示す証拠、出力を生成した主体、生成に至った状況、生成の意図等を検討することによって、著作権侵害はある程度判断できるのではないかと考えております。

それから、救済措置としては、プリンシプル・コードにも示されていた、現行の法的手続を活用した上で、必要な開示請求はできますので、ここに現行の法的手続をオーバーライドするような制度を導入することは避けるべきではないか、というのが我々が伝えたいことです。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、岡田陽介委員、お願いいたします。

○岡田（陽）委員 貴重なご意見をいただき、大変勉強になります。ありがとうございます。

一点、お伺いしたいことがございます。本「プリンシプル・コード」の内容は、EUで定められた「EU AI Act」と比較して、各協会や団体の皆様は、「厳しい」と感じられているのでしょうか、それとも、「緩い」と感じられているのでしょうか。

その背景として、EUで定められている基準よりも厳しいものを作成しても、実効性のある遵守は難しいのではないかという懸念がございます。特に、日本国内に拠点を置かず海外サーバー等を利用している事業者に対し、日本独自の厳しい規制をどう実行的に適用さ

せていくかという点は、非常に困難な課題だと考えおります。ある程度グローバルで、足並みを揃える必要がある中、現在重要な指標となっている「EU AI Act」と、本プリンシプル・コードが、どのような立ち位置にあると捉えられているのかお聞かせ頂きたいとご質問させていただきました。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

そうしましたら、4団体でEU AI Actとの比較について、できれば具体的に、この点がこうというような形で御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○日本新聞協会 新聞協会でございます。

難しい質問をいただいたと思っていますけれども、恐らくEU AI Actとプリンシプル・コードは単純比較はできないだろうと感じています。EU AI Actはハードローですので、罰則もあり、そういう意味では厳しい。プリンシプル・コードはソフトローということで、罰則もない。一方で、コード（案）はスタートアップなどもターゲットにしている点などで、やや設計思想が異なるように思っています。各レイヤーとか個別の項目ごとにどちらかが厳しく、どちらかが緩いという、そこは相互に補完し合えるようにも思いますし、単純比較はできないのかなと感じたところです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

CODAさん、いかがでしょうか。

○コンテンツ海外流通促進機構 私も勉強不足の点はありますけれども、やはりその国々によって方法が違うというのは当然でありまして、日本国を見れば、まずはやはりプリンシプル・コードをつかって、皆さんと政官民でそれを充実するという形をつくるのがスタートだと思っています。そこにおいて、その運用において何か支障があるのであれば、法的な環境をつくるのか、そういう方向で進めていくのが日本式だと思います。

以上です。

○渡部座長 知財協さん、どうぞ。

○日本知的財産協会上野様 このプリンシプル・コードは、EUと比べて厳しいところはあると理解しています。先ほど申し上げた開示の相手方が広いということ以外にも、私どもとしては開示すべき事項の範囲が広いということが厳しい背景にあると思っております。例えば、リスク・ベースド・アプローチが入っていないということは、あらゆるリスク、リスクが高いもの、リスクが低いものについても全て開示が必要ということで、そうしますと、開示の負担というものもやはり大きくなってきます。また、EUですとFLOPS、AIの性能によっていろいろ開示が必要か否かが異なってくる、そういったことも含めて、本案では開示の範囲が広いということになります。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

BSAさん、どうぞ。

○ビジネス・ソフトウェア・アライアンス 我々も今の意見と同様ですが、比較した場合に、開示先が公衆向けになっているということ、それから、あらゆる開発者とか提供者がここにいくりにされており、具体的なサービスも特定されていなくて混乱を招くかと考えております。

それから、プリシンプル・コード案がガイドライン的に示されているものの、最後には政府調達等のインセンティブを与えることが書かれており、実質的にこれにコンプライしないとすごく不利な立場に事業者が立たされるということにもなります。この点、本コード（案）が出たときはAIコミュニティの中では非常に波紋が起きました。こうしたことも踏まえて見直しをしていただけないかと考えております。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

○岡田（陽）委員 はい。ありがとうございます。

○渡部座長 あと、手を挙げていただいている委員がおられますか。

今、御質問でいただいているのは岡崎委員、佐渡島委員、福田委員で、田村委員は後ほど御意見をいただくということですが、御質問のほうはよろしいですか。

岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 ありがとうございます。

短い質問なのですがすけれども、新聞協会さんにお伺いしたいのですがすけれども、AI検索サービスに関する説明の中で、影響力の大きい海外事業者さんに対してルール遵守を徹底させたいといったことだと思っておりますけれども、そこに国内のAIの競争力を高めるためというふうに書かれておまして、新聞協会さんとしまして、国内のAIの競争力を高めるためにこういったことに取り組んだらいいのかということがもしありましたらお聞かせいただけますと幸いです。

以上です。

○渡部座長 新聞協会さん、どうぞ。

○日本新聞協会 御質問いただきありがとうございます。

そこに対して、今、具体的にこうすべきだというふうな解を持っているわけではありません。あくまでも海外の事業者、国内の事業者がイコールフットイングでルールを守っていただくことで同じ競争環境において競争するべきであり、国内事業者だけ、正直者が損をするというようなことがあってはいけないという趣旨で書かせていただきました。

○岡崎委員 そうすると、国内でも海外でも一緒ということではよろしいでしょうか。

○日本新聞協会 国内も海外の事業者も同一のルールの中で遵守してもらうように、政府として働きかけるべきだという意見を持っております。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡部座長 よろしいですか。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

○佐渡島委員 はい。僕は特に大丈夫です。

佐渡島ですけれども、特に質問はないので、大丈夫です。

○渡部座長 では、御質問がないようでしたら、田村委員、御意見ということだったかと思いますが、いただきましょうか。

○田村委員 どうもありがとうございます。質問という形で特定できなかったのも、意見ということで申し上げていきます。3点ございます。

まず、robots.txtの扱いで新聞協会さんから問題提起がありましたけれども、現在、プリンシプル・コード（案）の5ページだったかと思うのですけれども、一つはやはり、新聞協会さんから御指摘ありましたけれども、通常の検索とAIの学習用の検索とで制御が同一だといったクローラーがある、ロボットがあるということで、そうすると、AI学習を防ぎたいけれども、検索してほしいという要望に応えないですね。

だから、このところも明確にリスクに入れてもいいのかなと思いました。その反面、プリンシプルだと、今、機械で可読なものであれば「等」と書いてあるからよく分からないかものですけれども、可読なものであれば必ず重視しなければいけないrobots.txtではなくてもというようなものに読みかねないのですけれども、それをやられると、様々な可読な方式が出てくると大変なことになるので、どこかで標準化されたとかという文言を入れてもいいのかなと思いました。これか一点です。

2点目は、主にBSAさんの話に関わるところであります。奥邨先生とのやり取りがあったとおりで、私もほぼ奥邨先生と同じだと思いますけれども、同じような話をしてしまいましたけれども、BSAさんの分析、つまり、本来は出力のほうでの制御の話だという御意見に賛成なのです。

ただ他方で、本当に若干ですけれども、事実の評価としてBSAさんと評価が異なると思ったのは、個々の学習したデータの最終的な成果物に対する貢献はごくわずかだというようなお話です。個別的にはそうだと思うのですけれども、例えば「ドラえもん」というもののタグがつけられるものについて、まとめて多数学習して、その結果、どうしても「ドラえもん」を誘発するようなプロンプトが出力のほうで入力されると出てきてしまうのが「ドラえもん」に似ているというのが現状だと思うのです。そうすると、個々のデータはともかくとして、総体として見れば、やはり相当、元のコンテンツに学習したデータに寄りかかっていること。これは否めないと思うのです。

他方で、そうはいつでも、総じては賛成だとした理由は、今回の原則3で個別のURLを求めているのですけれども、一体、出てきた入力に多数の「ドラえもん」の中のどれがあれされたのか、誰にも分からない話だと思うのですよ。さらに多分、こういう原則3を提示するときには、今日もいろいろな方からお話がありましたけれども、著作権侵害と実効的な救済とは何かと奥邨先生からお話がありましたけれども、実効的な救済として最も考える、著作権侵害の請求を立てるときに、依拠の証明責任が侵害の一つの要件である。依拠の証明責任が通常感覚だと原告が著作権者になる。その証明に役立つように個別の、

原則2を超えた原則3を用意しようという趣旨だと思うのです。でも、これまでの裁判例ですと、基本的には著作物があって、それに類似するものが出てくると、AIのコンテキストにはありませんけれども、基本的には不必要に類似しているということが依拠を推認する。そんなふうには運用されていて、もしそれでも例外的に依拠していないというのだったら、それがBSAさんがおっしゃっていましたが、私の理解だと、独自創作の方便という形で、むしろ、被疑侵害者が出していかなければいけないと思うのです。

そうだとすると、原則3のような細かなものを求めても、ほぼ物理的に意味がないという気も私もしますし、むしろ、原則2程度で全般的に、一般的に拾っているのか。そうだとすると、特段、注の中にそれで出てきたのであれば、同じようなものが出てきたのであれば依拠は推認できますし、あるいはもし本当に何かすごく、この時期以前のものしか拾っていないということがもし法的に証明できるのであれば、それ以降に出てきたコンテンツに関しては入っていないとか、あるいはそもそも、このデータセットしか使っていないとかという形で、より具体的に独占的になれば、それがまた依拠を否定する証拠にもなるかもしれないということで、その程度の大きっぱな原則2程度でよろしいのではないかと、いうふうに私も思いました。

3番目は、何人かの方が公表について、事実上、ソフトローといいながら公表されるのか、それが最終的に調達に影響しかねないということで、事実上遵守せざるを得ないのではないかというお話がありました。これで一つの考え方なのですが、現在はこの原則を受け入れている企業を公表することなのですが、やはり様々なバッファーがあって、合理的な説明を加えれば、どこまで検索というのか、分かりませんが、情報開示しなくてもいいという、様々なバッファーが一応用意されている中で、そうすると、そこ込みで、開示しないことに対する合理的な説明があったこと込みで公表するとか、そこまでやっていたら公表する。それで、説明が合理的ではない。判断が難しいかもしれませんが、合理的でないものはちゃんと遵守しているとは言わない。

そんな形で、単に情報開示しているかどうかではなくて、説明とかも含めて、そして、その評価も含めた上で公表ということであればいいのかなど。全く公表しないというのでも何のガイドラインか分かりませんから、やはり何かの遵守のインセンティブが必要だと思うのですけれども、今のような形でうまく着地点を探れないかなと思ったという次第です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 福田でございます。

すみません。私もコメントみたいな形にはなってしまいますが、私も基本的にはゲームをつくったりとかアニメーションをつくったりとか、そういう映像制作に関わるような技術開発をしておりますので、この権利者保護に資するような基本的な考え方というものは

賛同でございますが、やはり、今、議論ありましたように、具体的な制度設計、各原則についてはもう少し検討が必要かなとは思っております。意味があるのかという話と、あと、各団体からありましたような開示内容や開示先みたいなどころというものは考えないといけないかなとも感じております。議論の中で、AIの技術進展、技術保護、営業秘密や安全性の確保などの重要性についても十分配慮されているとは思っておりますが、今後、引き続き、きちんと重視して、このAIの技術というところが日本が遅れないようにということと一緒に考えていければ、議論に参加できればと思っております。

やはり過度な規制みたいなどころというものは、国内事業者、スタートアップを含んで、いろいろな施策の萎縮みたいなものをおそれがあるとは思っておりますので、世界の動向に関する、本当にAIの技術もどんどん変わっているの、ここに来てはまだいろいろ変わるので、情報共有や情報発信みたいなどころは、ここにいるような有識者、もしくは国の方々の積極的な関与というものは引き続き期待できればと、私もぜひ貢献できればと思っております。

今まで議論していてやはり思ったのが、AI開発者、AI事業者のみならず、利用者側も含めた責任の明確化というものは改めて必要かなと思っております。こういう責任の明確化を前提として、実効性のある措置の整備、法制度の見直しみたいな話もあるのかもしれませんが、我々としてはやはり透明性・安全性対策に取り組む事業者へのそういうインセンティブみたいなどころをきちんと、罰則だけではなくて、一緒に考えていただきたくて、それが適切な行動につながっていくのではないかなとも期待はしております。

公平性という話がありましたように、海外事業者も含めて、きちんと公平な制度の適用というものは進めていただいて、越境サービスに対しても、ある程度、やはり実効性のあるような制度というものがこういう仕組みをつくっていく上では重要ではないかと思っております。

私からは以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り、御意見を委員の皆様からいただいたかと思いますが、よろしいでしょうか。

新委員、手が挙がっていますね。新委員、お願いします。

○新委員 すみません。私からもコメント的なことをちょっとだけ述べさせていただきます。よろしいですか。

私も感想に近いものではあります。透明性の確保と知的財産の両立というものは、皆さん、合意されていらっしゃる。ただ、実効性を持つかどうかというところは非常に懸念を持たれているところで、特に海外事業者に行くのかとかという問題というところがすごく大きなところになっていて、そこは非常に気にしなければいけないので、やはりソフトローの場合、海外事業者が的確に対応しなければ、国内事業者だけがコストを負うということにならないのかというのは気になった点でございます。

もう一つは適用範囲の問題で、今回、まだ論点にはなっていませんが、基盤モデルの開

発者がAPIを利用するだけのスタートアップ事業者もかなりいるとは思いますが、まだ、今、これは論点に挙がってきているというのはあると思うのですが、同じ義務を負うというものが、今、特に挙がっておりますので、EU AI Actの話も一部出ましたが、やはりリスクベースで段階的に適用されてもいるので、こういった中小のスタートアップ事業者にとって不利にならないような仕組みが必要なのではないかなと思います。

あと、BSAさんのところの議論でも原則2、原則3のところの照会制度のところ、技術的に解説困難というところも私自身も賛同する部分もございまして、その部分というものが実態として形式的にまとめてつくって、実質的な回答ができるように対応すべきではないかというところが非常に心配なところ。この部分が急激にちゃんとソフトローとして実行が始まったときに、それがすぐに法制化みたいなハードローのほうに移るといふところに関しては非常に懸念を抱いたというのが、皆さんからいただいたパブコメとかプレゼン等を見させていただいた感想でございます。

以上です。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

では、一通り御意見をいただきましたので、今日は時間も大体迫っておりますので、これで意見交換は終わらせていただきたいと思います。

本日はパブリックコメントの主な意見の共有と併せて、4団体にお集まりいただきましてヒアリングを行わせていただきました。大変ありがとうございました。プリンシプル・コード（案）について、様々な御意見をいただいたということで、理解が大変深まったというふうに感謝をさせていただきます。

それでは、次回の検討会の進め方等について、最後に事務局からお願いをいたします。

○谷貝企画官 事務局でございます。ありがとうございました。

次回の日程につきましては、既に内閣府ホームページに公表しておりますが、あさって4月23日木曜日の午前10時より開催予定となっております。委員の皆様におかれましては、引き続きの御出席をお願いすることになりますが、よろしくお願いたします。内容につきましては、今回と同様に、関係団体からのヒアリングを行う予定としております。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。